

# 南丹市公共施設における受動喫煙防止対策の推進計画

健康増進法第 25 条に基づき、南丹市の公共施設について受動喫煙による健康への悪影響を防止し、市民の皆さまの健康の保持・増進を図り、快適で良好な施設環境の形成を促進するため、禁煙の推進計画を策定し、取り組みを進めます。

## 1. 計画の概要

市が所有又は管理する施設について、平成 26 年 4 月 1 日より下記のとおり受動喫煙防止対策を講ずることとします。

- (1) 敷地内禁煙又は建物内禁煙を講ずる。
- (2) (1) の対策が極めて困難な施設は、市民の利用状況等を勘案の上、当面の間は、空間分煙等、分煙の対策を講ずることとし、建物内禁煙を目指す。

## 2. 実施計画における定義

受動喫煙	室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること
敷地内禁煙	建物内・敷地内を含めたすべての場所における喫煙を禁止すること
建物内禁煙	建物内における喫煙を禁止すること
空間分煙	建物内において、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が出ないように、喫煙場所を壁と天井で囲むといった空間を分割(分煙)すること

## 3. 対象施設

市が所有し、管理する施設

## 4. 実施者

各施設における施設管理者（指定管理者による管理施設も含む。この場合においても市の所管担当課長が施設管理者となる。）

## 5. 施行日

平成 25 年 7 月 1 日

## 6. 本庁・支所の敷地内禁煙の実施

南丹市役所本庁及び各支所においては、平成26年4月1日から敷地内禁煙を実施します。

敷地内禁煙への経過措置として、

平成25年8月1日から本庁・支所の敷地内喫煙場所を50%に縮小します。

(第1段階)

平成25年12月1日から、本庁・支所の敷地内喫煙場所をさらに50%を縮小します。

各庁舎に1箇所程度(第2段階)

## 7. 指針(本文)

- 「南丹市の公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針」

## 8. 受動喫煙等に関する情報

受動喫煙が健康に及ぼす影響や、受動喫煙の防止に関する法令、禁煙に関する情報等を掲載します。

### 南丹市の公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針

平成25年7月1日

#### 1 目的

本指針は、健康増進法(平成14年法律第103号)第25条に基づき南丹市の公共施設における受動喫煙防止対策を定め、受動喫煙による健康への悪影響を排除し、もって、市民等の健康の保持・増進を図り、また、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

#### 2 この指針に係る定義

##### (1) 対象施設及び施設管理者

ア この指針の対象とする公共施設は、市が所有し、管理する施設(以下「対象施設」という。)とする。

イ 施設管理者とは、対象施設を所管する課等の長をいう

##### (2) 受動喫煙防止対策

ア 受動喫煙とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。

イ 敷地内禁煙とは、対象施設の建物内及び敷地内を含めたすべての場所における喫煙を禁止することをいう。

ウ 建物内禁煙とは、対象施設の建物内における喫煙を禁止することをいう。

エ 空間分煙とは、建物内において、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が出ないように、

喫煙場所を壁と天井で囲むといった空間を分割（分煙）することをいう。その具体的な方法については、分煙効果判定基準策定検討会報告書（平成14年6月厚生労働省）に示された事項に準ずる。

### 3 基本指針

施設管理者は、本指針に基づき必要な受動喫煙防止対策を講ずることとする。

- (1) 対象施設における受動喫煙防止対策として、敷地内禁煙又は建物内禁煙を講ずる。
- (2) (1)の対策が極めて困難な施設は、市民の利用状況等を勘案の上、当面の間は、空間分煙等、分煙の対策を講ずることとし、建物内禁煙を目指す。

### 4 施設管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

#### (1) 建物内禁煙

ア 建物内禁煙を実施する対象施設においては、建物の外（屋上等を含む）に喫煙場所を設けるものとする。

イ 喫煙場所の設置においては、対象施設の出入口付近等から極力離すなど、たばこの煙が建物内や近隣施設等へ流れないように十分に配慮する。

#### (2) 市民等への周知

ア 施設管理者は、市民等に対し、受動喫煙防止対策の具体的方法及び主旨についてポスター掲示等により周知するとともに、理解と協力を得るものとする。

イ 建物内禁煙等の対策を講じる上では、喫煙場所について利用意思のない市民等が立ち入ることのないようポスター掲示等により周知する。

### 5 実施時期

この指針は、平成25年7月1日から施行する。